

価格転嫁円滑化に関する調査の結果を踏まえた 事業者名の公表に係る方針について



公正取引委員会では、取引の公正化をより一層推進する観点から、適正な価格転嫁が可能となる取引環境を整備するため、令和4年の「独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査」（以下「緊急調査」という。）に続き、令和5年5月から「独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に係るコスト上昇分の価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」（以下「特別調査」という。）を実施しており、令和5年内を目途に調査結果を取りまとめ、公表する予定である。

また、価格転嫁円滑化に関する調査（特別調査及び令和6年以降に実施する調査を含む。以下同じ。）の結果を踏まえた事業者名の公表については、デュープロセスに配慮する観点から、以下の方針の下進めていくことを明らかにすることとした。

今後、当該方針も踏まえ、適正な価格転嫁の実現に向けた取組を進めていく。また、引き続き、独占禁止法や下請法に違反する事案については、厳正に対処していく。

事業者名の公表に係る方針

価格転嫁円滑化に関する調査において、取引価格が据え置かれており事業活動への影響が大きい取引先として**受注者から多く名前が挙がった発注者**については、**その旨を説明し、事業者名の公表があり得る旨を予告した上で個別調査**（注1・2）を実施し、当該個別調査の結果、**相当数の取引先について協議を経ない取引価格の据置き等**（注3）が確認された場合には、価格転嫁の円滑な推進を強く後押しする観点から、発注者に価格転嫁に向けた積極的な協議を促し、また、受注者にとっての協議を求める機会の拡大につながる有益な情報であること等を踏まえ、**独占禁止法第43条の規定に基づき、その事業者名を公表することとする**。

なお、当該事業者名の公表は、独占禁止法に違反すること又はそのおそれを認定するものではない。

（注1）個別調査は、以下のいずれかに該当する者を重点的に対象とする。

① **価格転嫁円滑化に関する調査（令和5年の特別調査においては、令和4年の緊急調査を指す。）において、取引価格が据え置かれており事業活動への影響が大きい取引先として受注者から多く名前が挙がった発注者又は注意喚起文書の送付を受けた発注者であって、かつ、今年の価格転嫁円滑化に関する調査の結果、受注者から多く名前が挙がった者**

② **今年の価格転嫁円滑化に関する調査の結果、取引価格が据え置かれており事業活動への影響が大きい取引先として受注者から特に多く名前が挙がった者**

（注2）個別調査においては、**独占禁止法第40条の規定に基づき、出頭を命じ、又は必要な報告、情報若しくは資料の提出を求めることがある**。また、同条の規定による処分に違反して出頭せず、報告、情報若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告、情報若しくは資料を提出したときは、同法第94条の2及び第95条第1項の規定により、刑に処されることがある。

（注3）協議を経ない取引価格の据置き等（下記の独占禁止法Q & Aの1及び2に該当する行為）

◎公正取引委員会ウェブサイト 独占禁止法Q & A Q20（抜粋）

取引上の地位が相手方に優越している事業者が、取引の相手方に対し、一方的に、著しく低い対価での取引を要請する場合には、優越的地位の濫用として問題となるおそれがあり、具体的には、

- 1 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
 - 2 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
- は、優越的地位の濫用として問題となるおそれがある。

受注者からの要請の有無にかかわらず、発注者から積極的に価格転嫁に向けた協議の場を設けていくことが重要

※「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」においても、同様に、上記1及び2の行為が買いたたきに該当するおそれがあると記載している。